

福山市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第12項の規定により福山市病院事業管理者から通知があったので、同項の規定により公表します。

2019年（令和元年）9月24日

福山市監査委員	近藤	洋児
福山市監査委員	山下	清
福山市監査委員	中安	加代子
福山市監査委員	西本	章

## 2017年度（平成29年度）監査における指摘事項の措置通知

医療支援センター

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>医事課（医療情報室）</p> <p>福山市民病院医療情報システム等保守及び運用支援業務について</p> <p>当該業務は、電子カルテシステムを含む医療情報システムの安定稼働を実現するため、システムの基幹機器の保守及び運用支援業務を委託により実施するものである。</p> <p>業者選定に当たっては、随意契約により実施しており、履行確認及び支出に係る事務処理は良好であった。</p> <p>[要望事項]</p> <p>契約書に定める、履行遅滞の場合における遅延利息の率の設定に当たっては、福山市民病院契約規程が準用する福山市契約規則に定める率の適用基準日を確認するなど、適正に処理されたい。</p>	<p>[要望事項]</p> <p>契約書に定める、履行遅滞の場合における遅延利息の率について、2018年（平成30年）4月1日以降の契約においては、福山市民病院契約規程が準用する福山市契約規則に定める率の適用基準日を確認し設定した。</p>